

令和6年 No26

○国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規則の制定

改正理由

役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

役員会の下に置く運営組織の再編に伴う形式的な改正であるため、学長決裁により処理し、教育研究評議会には報告事項とする。

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和6年5月24日

国立大学法人東京学芸大学長
國 分 充

令和6年規則第25号

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則（平成29年規則第21号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学有料広告掲載に関する規則の一部改正について

改正理由：役員会の下に置く運営組織の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (広告の募集) 第4条 <u>全学戦略・広報本部</u>は、広告掲載の募集を随時行うことができる。 (広告掲載の手続き) 第5条 広告掲載を希望する者は、国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。 2 前項の申請を受けたときは、<u>全学戦略・広報本部</u>の議を経て役員会において第3条の基準に基づき掲載の可否を決定し、結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 (広告の規格及び掲載料) 第7条 広告媒体に掲載する広告の規格、掲載料及び掲載期間は、<u>全学戦略・広報本部</u>が別に定める。 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、令和6年5月24日から施行し、令和6年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 (広告の募集) 第4条 <u>広報戦略推進本部</u>は、広告掲載の募集を随時行うことができる。 (広告掲載の手続き) 第5条 広告掲載を希望する者は、国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載申請書（様式第1号）により、学長に申請するものとする。 2 前項の申請を受けたときは、<u>広報戦略推進本部</u>の議を経て役員会において第3条の基準に基づき掲載の可否を決定し、結果を国立大学法人東京学芸大学ウェブサイト広告掲載決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。 〔省略〕 (広告の規格及び掲載料) 第7条 広告媒体に掲載する広告の規格、掲載料及び掲載期間は、<u>広報戦略推進本部</u>が別に定める。 〔省略〕